越生町介護予防・日常生活支援総合事業における指定第１号事業者の

指定等に関する要綱

（趣旨)

第１条　この要綱は、介護保険法(平成９年法律第１２３号。以下「法」という。)及び介護保険法施行規則(平成１１年厚生省令第３６号。以下「法施行規則」という。)に定めるもののほか、介護予防・日常生活支援総合事業における指定第１号事業者の指定等に関し必要な事項を定めるものとする。

　(指定の申請)

第２条　法第１１５条の４５の５第１項の規定による申請は、越生町介護予防・日常生活支援総合事業指定第１号事業者指定申請書（[様式第１号](http://www1.g-reiki.net/inagi/reiki_honbun/g149RG00000482.html#e000000161)）により行うものとする。

２　前項の規定により指定を受けた者は、その旨を当該事業所の見やすい場所に標示するものとする。

　(指定事業者の指定)

第３条　町長は、前条に規定する申請があった場合は、法第１１５条の４５の５第２項の規定に基づき指定の適否を審査し、指定をすることを決定したときは当該申請をした者にその旨を通知するものとする。

２　法施行規則第１４０条の６３の７の規定による指定第１号事業者の指定の有効期間は、３年とする。

　(指定の拒否)

第４条　前条第１項に規定する指定事業者の指定については、当該事業者を指定することにより、越生町介護保険事業計画に規定する地域支援事業に係る計画量を超過する場合その他の町における地域支援事業の円滑かつ適切な実施に際し支障が生じる場合においては、これを行わないことができる。

　(変更の届出等)

第５条　指定の申請事項の変更の届出にあっては変更届出書（[様式第２号](http://www1.g-reiki.net/inagi/reiki_honbun/g149RG00000482.html#e000000170)）により、事業の廃止、休止又は再開の届出にあっては、廃止・休止・再開届出書（[様式第３号](http://www1.g-reiki.net/inagi/reiki_honbun/g149RG00000482.html#e000000176)）により、それぞれ行うものとする。

(事業者情報の公表及び提供)

第６条　町長は、第２条から前条までの規定による指定又は届出の受理(以下この条において「指定等」という。)をしたときは、当該指定等に係る事業者に関する情報のうち次に掲げる事項を埼玉県、国民健康保険団体連合会その他の機関に対して、提供することができる。

(１)　事業所の名称及び所在地

(２)　当該事業所の指定の申請者及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名及び住所

(３)　指定年月日

(４)　事業開始年月日

(５)　運営規程

(６)　介護保険事業所番号

(７)　その他町長が適当と認める事項

(雑則)

第７条　この要綱に規定するもののほか、介護予防・日常生活支援総合事業における指定第１号事業者の指定等に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附　則

(施行期日)

第１条　この要綱は、平成２８年３月１日から施行する。

(準備行為)

第２条　町長は、この要綱の施行日前においても、介護予防・日常生活支援総合業における指定第１号事業者の指定等に関し必要な手続を行うことができる。